

子どもの居場所感染症対策事業費補助金 募集要項

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けている子どもの居場所の運営を支援するため、子どもの居場所感染症対策事業を行う団体等に対し、補助金の交付を行います。

1 対象となる者

静岡県内で、子どもの居場所を運営する個人、団体（法人又は任意団体）。ただし、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有している場合は対象外とします。

【本事業における「子どもの居場所」の定義】

無料又は低額な料金で地域の子どもの対象に行う活動で、次のいずれかに該当するもの。ただし、自治体の委託により実施する生活困窮世帯の子どもの学習支援、ひとり親家庭等生活向上事業、放課後子供教室は対象外とします。

- ・子ども食堂：食事の提供
- ・学習支援：学習習慣の定着、基礎的な学力向上等のための自主学習の支援
- ・遊び場の提供：自由に遊び、くつろぐことができる場の提供
- ・その他、子ども同士または地域住民との交流を行う場の提供

2 対象となる事業

子どもの居場所における新型コロナウイルス感染症対策を目的とした衛生用品等購入事業、ICT 活用環境整備事業、その他感染症対策事業

3 対象経費と補助上限額

(1) 対象経費

別紙のとおり

(2) 補助上限額

予算総額の範囲内において、1 団体（又は個人）につき 20 万円（実支出額から寄附金その他の収入額を除いた額）

4 事業の実施期間

補助金交付決定日から令和 3 年 3 月 31 日（水）

5 応募方法

(1) 応募期間

令和3年2月1日(月)まで ※必着

(予算の関係により期限前に締め切ることがあります。)

(2) 応募手続き

以下の書類を、下記提出先まで郵送又は持参してください。

なお、持参の場合は、土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までの間としてください。

【提出書類(各1部)】

| | | |
|---|------------------------------|--------|
| ア | 交付申請書(子どもの居場所感染症対策事業費補助金交付要綱 | 様式第1号) |
| イ | 事業計画書(| 様式第2号) |
| ウ | 収支予算書(| 様式第3号) |
| エ | 活動等概要(| 様式第4号) |
| オ | 口座登録申出書(指定様式) | |

◎交付要綱、申請様式等は、県こども家庭課ホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-140/ibashotaisaku.html>

◎インターネット環境が整っていない方は、郵送にて下記問い合わせ先に返信用封筒(角2封筒に返信用切手210円を貼付)を同封し、申請書類を請求してください。

◎必要に応じて、参考書類の追加提出を求める場合があります。

6 補助事業者の採択

県は、対象事業者要件、事業計画の妥当性及び経費積算の適切性等の観点から審査を行い、補助事業者を採択し、交付決定をします。

7 事業の実施

補助金の交付決定後に事業を開始してください。

やむを得ない事情により、事業内容に変更等が生じた場合は、速やかにこども家庭課に連絡してください。事業費の20%以上の増減又は交付申請額の増額を伴う変更がある場合は、変更承認申請が必要です。

8 事業の報告

(1) 報告期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日又は令和3年4月9日(金)のいずれか早い日まで

別紙

(1) 対象経費

| 事業区分 | 事業の内容 | 例 | 経費 |
|--------------|--|--|---|
| 衛生用品等購入事業 | 新型コロナウイルス感染症対策のために衛生用品等を購入する事業 | ・マスク、消毒液、手袋、パーティション、空気清浄機、体温計等の購入 | 事業に必要な経費のうち、備品購入費、消耗品費、役務費その他事業の実施に必要なと知事が認める経費 |
| ICT 活用環境整備事業 | 新型コロナウイルス感染症対策のために情報通信技術を活用することができる環境を整備する事業 | ・Wi-Fi 設置費用、Web カメラ等の購入 | |
| その他感染症対策事業 | 上記のほか、新型コロナウイルス感染症対策のために必要な物品を購入する事業 | ・弁当、総菜等を配布する際に必要となる容器の購入 ・屋外実施に必要なテント、テーブルセット等の購入 | |

(2) 対象外経費

人件費、会場使用料、食材費等の運営費